

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働
省老健局長が定める事由について」及び「令和6年度以降
における地域支援事業交付金に係る介護保険法施行令第
37条の13第5項の厚生労働大臣が認める額の取扱いに
ついて」の一部改正について
計18枚（本紙を除く）

Vol.1492

令和8年4月10日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3986)

FAX : 03-3503-7894

各都道府県・市町村 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局長
（ 公 印 省 略 ）

「介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第 5 号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について」及び「令和 6 年度以降における地域支援事業交付金に係る介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の厚生労働大臣が認める額の取扱いについて」の一部改正について

介護予防・日常生活支援総合事業については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 13 第 1 項から第 4 項までに定める額（以下「原則の上限額」という。）の範囲内で行うこととされているが、当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が原則の上限額を超える場合は、同令第 37 条の 13 第 5 項及び「介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由」（令和 6 年厚生労働省告示第 19 号）並びに標記通知に基づき、個別協議の上で厚生労働大臣が認める額を原則の上限額に加算することとしている。

今般、令和 8 年度報酬改定に伴い、標記通知の一部を下記のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、その運用にあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第 5 号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について（令和 6 年 3 月 29 日老発 0329 第 18 号）の一部改正
別添 1 の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 令和 6 年度以降における地域支援事業交付金に係る介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の厚生労働大臣が認める額の取扱いについて（令和 6 年 3 月 29 日老発 0329 第 19 号）の一部改正
別添 2 の新旧対照表のとおり改正する。

【照会先】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）

○ 介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について（令和6年3月29日老発0329第18号）の別紙

新	旧
1 上限額告示第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由は、次の(1)から(5)までに掲げるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）<u>第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）及び第一号介護予防支援事業（同号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）</u>に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置（次に掲げるものに限る。）の実施 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に定める介護職員等処遇改善加算（当該市町村が定める当該加算に相当するものを含む。）の支給等 (4)・(5) (略) 2 (略)	1 上限額告示第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由は、次の(1)から(5)までに掲げるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）<u>及び</u>第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置（<u>次のア（令和6年度においてはア及びイ）</u>に掲げるものに限る。）の実施 <u>ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）第59条の規定による改正後の</u>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に定める介護職員等処遇改善加算（当該市町村が定める当該加算に相当するものを含む。）の支給等 <u>イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第59条の規定による改正前の介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準に定める介護職員等ベースアップ等支援加算（当該市町村が定める当該加算に相当するものを含む。）の支給等</u> (4)・(5) (略) 2 (略)

○ 令和6年度以降における地域支援事業交付金に係る介護保険法施行令第37条の13第5項の厚生労働大臣が認める額の取扱いについて（令和6年3月29日老発0329第19号）の別紙

新	旧
1 災害による居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）の数の増加に係る上限超過承認額（上限額告示第1号関係） (1) 上限超過承認額 次のアからウまでのいずれかに該当する市町村において、当該増加した居宅要支援被保険者等に対して実施した介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額から、介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成27年厚生労働省令第58号）第7条各号に定める介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金 <u>の交付対象となる費用</u> の額を控除した額を上限超過承認額とする。 ア～ウ （略） (2) （略） 2 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施に係る上限超過承認額（上限額告示第2号関係） (1) 上限超過承認額 本事由による個別協議は、介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業（介護予防・日常生活支援総合事業に該当する事業に限る。以下「新たなプログラム」という。）の実施を開始した日の属する年度（以下「1年度目」という。）、1年度目の翌年度（以下「2年度目」という。）及び1年度目の翌々年度（以下「3年度目」という。）の3年度の間に限り行うことができることとし、各年度における上限超過承認額は、それぞれアからウまでに掲げる額とする。 ア （略） イ 2年度目 次の(ア)の額に(ウ)の額を加算した額と(イ)の額とを比較していずれか少ない方の額（前年度に <u>本事由による</u> 個別協議を行っていない市町村においては(イ)の額）を上限超過承認額とする。ただし、令和6年度においては(イ)の額を上限超過承認額とする。 (ア)～(ウ) （略） ウ （略） (2) （略）	1 災害による居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）の数の増加に係る上限超過承認額（上限額告示第1号関係） (1) 上限超過承認額 次のアからウまでのいずれかに該当する市町村において、当該増加した居宅要支援被保険者等に対して実施した介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額から、介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成27年厚生労働省令第58号）第7条各号に定める介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額を控除した額を上限超過承認額とする。 ア～ウ （略） (2) （略） 2 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施に係る上限超過承認額（上限額告示第2号関係） (1) 上限超過承認額 本事由による個別協議は、介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業（介護予防・日常生活支援総合事業に該当する事業に限る。以下「新たなプログラム」という。）の実施を開始した日の属する年度（以下「1年度目」という。）、1年度目の翌年度（以下「2年度目」という。）及び1年度目の翌々年度（以下「3年度目」という。）の3年度の間に限り行うことができることとし、各年度における上限超過承認額は、それぞれアからウまでに掲げる額とする。 ア （略） イ 2年度目 次の(ア)の額に(ウ)の額を加算した額と(イ)の額とを比較していずれか少ない方の額（前年度に個別協議を行っていない市町村においては(イ)の額）を上限超過承認額とする。ただし、令和6年度においては(イ)の額を上限超過承認額とする。 (ア)～(ウ) （略） ウ （略） (2) （略）

新	旧
3 当該年度の 75 歳以上被保険者数変動率（介護保険法施行令第 37 条の 13 第 8 項第 5 号に規定する 75 歳以上被保険者数変動率をいう。以下同じ。）が 1 を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施に係る上限超過承認額（上限額告示第 3 号関係） (1) 上限超過承認額 本事由による上限超過承認額は、当該年度における上限超過額とする。 ただし、前年度（令和 6 年度以降の年度に限る。）に本事由による個別協議を行った市町村においては、次のアの額にイの額を加算した額を上限超過承認額とする。 ア （略） イ 次に掲げる算式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）から当該年度の原則の上限額を控除した額（当該額が 0 円以下である場合は、0 円とする。） （略） (2) （略） 4～6 （略） 7 第一号訪問事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）、<u>第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）及び第一号介護予防支援事業（同号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）</u>に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置の実施に係る上限超過承認額（上限額通知の別紙 1 (3) 関係） (1) 上限超過承認額 本事由による上限超過承認額は、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）に定める加算のうち別表に掲げる加算（市町村が定める当該加算に相当するものを含む。）の支給等に要した額に、同表において、当該加算ごとに定める率を乗じて得た額（加算ごとに算定した額に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。 (2) （略） 8 （略） 9 効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る上限超過承認額（上限額通知の別紙 1 (5) 関係） (1) 上限超過承認額	3 当該年度の 75 歳以上被保険者数変動率（介護保険法施行令第 37 条の 13 第 8 項第 5 号に規定する 75 歳以上被保険者数変動率をいう。以下同じ。）が 1 を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施に係る上限超過承認額（上限額告示第 3 号関係） (1) 上限超過承認額 本事由による上限超過承認額は、当該年度における上限超過額とする。 ただし、前年度（令和 6 年度以降の年度に限る。）に本事由による個別協議を行った市町村においては、次のアの額にイの額を加算した額を上限超過承認額とする。 ア （略） イ 次に掲げる算式により算定した額（小数点以下<u>一位未満</u>の端数があるときは、これを四捨五入する。）から当該年度の原則の上限額を控除した額（当該額が 0 円以下である場合は、0 円とする。） （略） (2) （略） 4～6 （略） 7 第一号訪問事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）、<u>及び</u>第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置の実施に係る上限超過承認額（上限額通知の別紙 1 (3) 関係） (1) 上限超過承認額 本事由による上限超過承認額は、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）に定める加算のうち別表に掲げる加算（市町村が定める当該加算に相当するものを含む。）の支給等に要した額に、同表において、当該加算ごとに定める率を乗じて得た額（加算ごとに算定した額に小数点以下<u>一位未満</u>の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。 (2) （略） 8 （略） 9 効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る上限超過承認額（上限額通知の別紙 1 (5) 関係） (1) 上限超過承認額

(案)

新	旧																																																												
本事由による上限超過承認額は、アの数にイの額をウの数で除して得た額を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。 ア～ウ （略） (2) （略） 10 （略） 別表（7 関係） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	本事由による上限超過承認額は、アの数にイの額をウの数で除して得た額を乗じて得た額（小数点以下 <u>一位未満</u> の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。 ア～ウ （略） (2) （略） 10 （略） 別表（7 関係） <u>1 令和6年4月1日から同年5月31日までに実施した措置</u> <table><tr><th>事業</th><th>加算</th><th>加算ごとに定める率</th></tr><tr><td>第一号訪問事業</td><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td>10/10</td></tr><tr><td>第一号通所事業</td><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td>10/10</td></tr></table> <u>2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までに実施した措置</u> <table><tr><th>事業</th><th>加算</th><th>加算ごとに定める率</th></tr><tr><td rowspan="14">第一号訪問事業</td><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</td><td>45/245</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</td><td>45/224</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</td><td>45/182</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</td><td>45/145</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）</td><td>21/221</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）</td><td>45/208</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）</td><td>21/200</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）</td><td>21/184</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）</td><td>45/187</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）</td><td>21/163</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）</td><td>45/163</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）</td><td>21/158</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）</td><td>45/142</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）</td><td>21/139</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）</td><td>21/121</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）</td><td>21/118</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）</td><td>45/100</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）</td><td>21/76</td></tr><tr><td rowspan="5">第一号通所事業</td><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</td><td>21/92</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</td><td>21/90</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</td><td>21/80</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</td><td>21/64</td></tr><tr><td>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）</td><td>10/81</td></tr></table>	事業	加算	加算ごとに定める率	第一号訪問事業	介護職員等ベースアップ等支援加算	10/10	第一号通所事業	介護職員等ベースアップ等支援加算	10/10	事業	加算	加算ごとに定める率	第一号訪問事業	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	45/245	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	45/224	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	45/182	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	45/145	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	21/221	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	45/208	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	21/200	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	21/184	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	45/187	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	21/163	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	45/163	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	21/158	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	45/142	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	21/139	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	21/121	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	21/118	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	45/100	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	21/76	第一号通所事業	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	21/92	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	21/90	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	21/80	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	21/64	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	10/81
事業	加算	加算ごとに定める率																																																											
第一号訪問事業	介護職員等ベースアップ等支援加算	10/10																																																											
第一号通所事業	介護職員等ベースアップ等支援加算	10/10																																																											
事業	加算	加算ごとに定める率																																																											
第一号訪問事業	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	45/245																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	45/224																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	45/182																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	45/145																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	21/221																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	45/208																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	21/200																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	21/184																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	45/187																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	21/163																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	45/163																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	21/158																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	45/142																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	21/139																																																											
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	21/121																																																												
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	21/118																																																												
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	45/100																																																												
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	21/76																																																												
第一号通所事業	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	21/92																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	21/90																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	21/80																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	21/64																																																											
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	10/81																																																											

新			旧		
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	21/76
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	10/79
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	10/65
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	21/74
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	10/63
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	21/56
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	10/69
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	21/54
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	10/45
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	10/53
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	10/43
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	21/44
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	10/33
1 <u>令和8年5月31日までに実施した措置</u> (略)			3 <u>令和7年4月1日以降に実施した措置</u> (略)		
2 <u>令和8年6月1日以降に実施した措置</u>			(新設)		
事業	加算	加算ごとに定める率			
第一号訪問事業	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	70/270			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	87/287			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	70/249			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	87/266			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	70/207			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	70/170			
第一号通所事業 (利用定員19人以上)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	40/111			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	49/120			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	40/109			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	49/118			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	40/99			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	40/83			
第一号通所事業 (利用定員19人未満)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	46/117			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	56/127			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	46/115			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	56/125			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	46/105			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	46/89			
第一号介護予防支援事業	介護職員等処遇改善加算	10/10			

老 発 0329 第 18 号
令和 6 年 3 月 29 日
最終改正：老 発 0410 第 1 号
令和 8 年 4 月 10 日

各都道府県・市町村 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由
第 5 号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について

介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 13 第 1 項から第 4 項までに定める額（以下「原則の上限額」という。）の範囲内で行うこととされているが、介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由（令和 6 年厚生労働省告示第 19 号。以下「上限額告示」という。）に定める事由により、当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が原則の上限額を超える場合は、当該事由により増加する額として厚生労働大臣が認める額を原則の上限額に加算することとしている。

今般、上限額告示第 5 号の規定に基づき、厚生労働省老健局長が定める事由を別紙のとおり定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、管内市町村に周知を図られたい。

1 上限額告示第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由は、次の(1)から(5)までに掲げるものとする。

(1) 離島等の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施（当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国平均額として定める額未満である場合に限る。）

(2) 当該年度の75歳以上被保険者数変動率を上回る率での介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を利用する被保険者数の増加（当該市町村におけるアに定める額からイに定める額を控除して得た額がウに定める額以下である場合に限る。）

ア 当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額

イ 当該年度の当該市町村の被保険者に対する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に当該年度の介護予防支援費変動率から当該年度の75歳以上被保険者数変動率を減じて得た数（当該数が0以下である場合は0とする。）を乗じて得た額

ウ 当該年度の原則の上限額に本項に定める事由以外の上限額告示及び本通知に定める事由により増加する当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額を加えた額

(3) 第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）、第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）及び第一号介護予防支援事業（同号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置（次に掲げるものに限る。）の実施

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に定める介護職員等処遇改善加算（当該市町村が定める当該加算に相当するものを含む。）の支給等

(4) 継続利用要介護者（介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の62の4第3号に該当する者をいう。）に対する第一号事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業をいう。）の実施

- (5) 前各項に定める事由のほか、市町村（介護予防・重度化防止に取り組んでいることを背景として、やむを得ず当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業に要する額が原則の上限額を超過していると認められるものとして定める次のアからエまでに掲げる要件にいずれも該当する市町村に限る。）における効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施

ア 当該年度の前年度に従前相当サービス（指定事業者が行う第一号訪問事業又は第一号通所事業であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に従い行うものをいう。）以外の第一号訪問事業及び第一号通所事業を実施していること。

イ 当該年度の前年度における第一号訪問事業及び第一号通所事業の利用者（居宅要支援被保険者に限る。）について、当該年度の前々年度の末日及び前年度の末日における要介護認定又は要支援認定の状況を把握していること。

ウ 当該年度の前々年度の末日に要介護認定を受けていた第1号被保険者のうち、当該年度の前年度の末日に要支援認定を受けている又は要介護認定及び要支援認定のいずれも受けていない者がおり、かつ、その数を把握していること。

エ 次のいずれかの要件に該当すること。

(7) 当該市町村における前々年度の末日における認定率又はサービス利用率が、当該市町村における前々々年度の末日における当該率以下であること。

(4) 当該市町村における前々年度の末日における調整済み認定率又はサービス利用率が、前々年度の末日における全国の当該率の平均以下であること。

2 本通知に掲げる用語の定義等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額 当該市町村における当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額を当該市町村における当該年度の前年度の10月1日における65歳以上人口（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民であって、65歳以上の者の数をいう。）で除して得た額

- (2) 高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国の平均額として定める額 1万円

- (3) 介護予防支援費変動率 アに定める額をイに定める額で除して得た率（その率に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に1を加えて得た率

ア 当該市町村における当該年度の前年度の当該市町村の被保険者に対する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額

イ 当該市町村における当該年度の初日の属する年の4年前の4月1日の属する年度の当該市町村の被保険者に対する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額

(4) 75歳以上被保険者数変動率 介護保険法施行令第37条の13第8項第5号に規定する75歳以上被保険者数変動率

(5) 認定率 当該市町村の第1号被保険者のうち要介護認定又は要支援認定を受けている者の数を当該市町村の第1号被保険者の数で除して得た率

(6) 調整済み認定率 当該市町村の第1号被保険者の性及び年齢別人口構成の影響を除外した認定率として、次に掲げる算式により算定した率

$$\frac{(A_1 \times X_1 + A_2 \times X_2 + \dots + A_6 \times X_6) + (B_1 \times Y_1 + B_2 \times Y_2 + \dots + B_6 \times Y_6)}{(X_1 + X_2 + \dots + X_6) + (Y_1 + Y_2 + \dots + Y_6)}$$

符号

A_n 当該市町村における男性の年齢区分（ n ）ごとの認定率

B_n 当該市町村における女性の年齢区分（ n ）ごとの認定率

X_n 全国の男性の年齢区分（ n ）ごとの第1号被保険者数

Y_n 全国の女性の年齢区分（ n ）ごとの第1号被保険者数

n 1:65歳以上70歳未満、2:70歳以上75歳未満、3:75歳以上80歳未満、
4:80歳以上85歳未満、5:85歳以上90歳未満、6:90歳以上

(7) サービス利用率 当該市町村の介護給付又は予防給付を受ける者の数を当該市町村の第1号被保険者のうち要介護認定又は要支援認定を受けている者の数で除して得た率

老発 0329 第 19 号
令和 6 年 3 月 29 日
最終改正：老発 0410 第 1 号
令和 8 年 4 月 10 日

各都道府県・市町村 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局長
（公 印 省 略）

令和 6 年度以降における地域支援事業交付金に係る介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の厚生労働大臣が認める額の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 13 第 1 項から第 4 項までに定める額（以下「原則の上限額」という。）の範囲内で行うこととされているが、介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由（令和 6 年厚生労働省告示第 19 号。以下「上限額告示」という。）及び介護保険法施行令第 37 条の 13 第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第 5 号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について（令和 6 年 3 月 29 日老発 0329 第 18 号本職通知。以下「上限額通知」という。）の別紙に定める事由により、当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が原則の上限額を超える場合は、当該事由により増加する額として厚生労働大臣が認める額（以下「上限超過承認額」という。）を原則の上限額に加算することとしている。

上限超過承認額については、地域支援事業交付金の交付について（平成 20 年 5 月 23 日厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）4 の表に定める個別協議により、毎年度、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）ごとに、その額を定めることになるが、今般、令和 6 年度以降の上限超過承認額について、別紙のとおり取り扱うこととしたので、管内市町村に周知を図るとともに、その運用に遺憾のないよう特段の御配慮を賜りたい。

上限額告示及び上限額通知の別紙に定める事由ごとの上限超過承認額については、次の1から9までに定めるところによることとする。

ただし、当該額が、当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額から当該年度の原則の上限額を控除した額（以下「上限超過額」という。）を上回る額となる場合は、当該上限超過額を上限超過承認額とすることとし、上限額告示及び上限額通知の別紙に定める事由のうち、二以上の事由により個別協議を行う場合は、10に定めるところによることとする。

1 災害による居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）の数の増加に係る上限超過承認額（上限額告示第1号関係）

(1) 上限超過承認額

次のアからウまでのいずれかに該当する市町村において、当該増加した居宅要支援被保険者等に対して実施した介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額から、介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成27年厚生労働省令第58号）第7条各号に定める介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の交付対象となる費用の額を控除した額を上限超過承認額とする。

ア 震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により、当該市町村の第1号被保険者及びその属する世帯において、住家に損害が生じたこと及び生命若しくは身体に危害を受けた又は受けるおそれが生じたこと。

イ 感染症の発生又はまん延等により、当該市町村の第1号被保険者が、心身に被害を受けたこと及び外出の自粛等を求められたこと。

ウ ア及びイに類するやむを得ない事情が生じたこと。

(2) 個別協議の取扱い

本事由による個別協議は、交付要綱11に定める事業実績報告（以下「実績報告」という。）の際に行うものとする。

2 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施に係る上限超過承認額（上限額告示第2号関係）

(1) 上限超過承認額

本事由による個別協議は、介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業（介護予防・日常生活支援総合事業に該当する事業に限る。以下「新たなプログラム」という。）の実施を開始した日の属する年度（以下「1年度目」という。）、1年度目の翌年度（以下「2年度目」という。）及び1年度目の翌々年度（以下「3年度目」という。）の3年度の間に限り行うことができることとし、

各年度における上限超過承認額は、それぞれアからウまでに掲げる額とする。

ア 1年度目 当該年度における新たなプログラムの実施に要する額（当該新たなプログラムの実施に関連して実施する介護予防・日常生活支援総合事業に該当する事業の実施に要する額を含む。以下「新たなプログラム等の実施に要する額」という。）を上限超過承認額とする。

イ 2年度目 次の(ア)の額に(ウ)の額を加算した額と(イ)の額とを比較していずれか少ない方の額（前年度に本事由による個別協議を行っていない市町村においては(イ)の額）を上限超過承認額とする。ただし、令和6年度においては(イ)の額を上限超過承認額とする。

(ア) 前年度における本事由に係る上限超過承認額

(イ) 当該年度における新たなプログラム等の実施に要する額

(ウ) 本事由に係る新たなプログラムの実施を開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれること及び当該上回る額の見込み額について、前年度における個別協議の際に申請した市町村における当該見込み額

ウ 3年度目 次の(ア)から(ウ)までに掲げる額（前々年度に個別協議を行っていない又は前年度の個別協議の際にイ(ウ)の額を申請している市町村においては(イ)と(ウ)の額）を比較していずれか少ない方の額（前々年度及び前年度に個別協議を行っていない市町村においては(ウ)の額）を上限超過承認額とする。ただし、令和6年度においては(ウ)の額を、令和7年度においては(イ)と(ウ)の額とを比較していずれか少ない方の額を上限超過承認額とする。

(ア) 前々年度における本事由に係る上限超過承認額

(イ) 前年度における本事由に係る上限超過承認額（前年度に個別協議を行っていない市町村においては0円とする。）

(ウ) 当該年度における新たなプログラム等の実施に要する額

(2) 個別協議の取扱い

ア 本事由による個別協議は、交付要綱7に定める交付の申請（8に定める変更申請を含む。以下「交付申請」という。）の際に行うものとする。

イ 本事由による個別協議を行う際は、3年度目の翌年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する額が原則の上限額以下となるための方策等を示した計画（以下「費用低減計画」という。）を作成する必要があること。

ウ 本事由における個別協議を行った市町村は、当該個別協議を行った翌年度に、当該個別協議に係る新たなプログラム（以下「旧新たなプログラム」という。）とは別の新たなプログラムを実施することを理由として個別協議を行うことはできないものとする。

ただし、旧新たなプログラムの実施効果が十分ではなかったことの要因分析の結果並びに当該結果を踏まえた新たなプログラムの見直し内容及びその実施により想定される効果を示した費用低減計画を策定した場合は、この限

りでない。この場合における上限超過承認額については、前年度における本事由に係る上限超過承認額を上回ることとはできないものとする。

- 3 当該年度の75歳以上被保険者数変動率（介護保険法施行令第37条の13第8項第5号に規定する75歳以上被保険者数変動率をいう。以下同じ。）が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施に係る上限超過承認額（上限額告示第3号関係）

(1) 上限超過承認額

本事由による上限超過承認額は、当該年度における上限超過額とする。

ただし、前年度（令和6年度以降の年度に限る。）に本事由による個別協議を行った市町村においては、次のアの額にイの額を加算した額を上限超過承認額とする。

ア 前年度における上限超過承認額

イ 次に掲げる算式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）から当該年度の原則の上限額を控除した額（当該額が0円以下である場合は、0円とする。）

$$A \times 0.9 \times \frac{X_1 + Y_1 \times 2 + Z_1 \times 3}{X_2 + Y_2 \times 2 + Z_2 \times 3} + A \times 0.1$$

符号

A 当該年度の原則の上限額

X_n n 年度の10月1日における75歳以上80歳未満人口を同日における75歳以上人口で除して得た率

Y_n n 年度の10月1日における80歳以上85歳未満人口を同日における75歳以上人口で除して得た率

Z_n n 年度の10月1日における85歳以上人口を同日における75歳以上人口で除して得た率

n 1: 当該年度の前年度

2: 当該年度の初日の属する年の4年前の4月1日の属する年度

注）本表において「人口」とは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民であって、それぞれの年齢区分に該当する者の数をいう。

(2) 個別協議の取扱い

本事由による個別協議は、交付申請の際に行うものとする。

- 4 当該年度の前年度の10月1日における人口（住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。）が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施に係る上限超過承認額（上限額告示第4号関係）

(1) 上限超過承認額

本事由による上限超過承認額は、当該年度における上限超過額とする。

(2) 個別協議の取扱い

本事由による個別協議は、交付申請の際に行うものとする。

5 離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施に係る上限超過承認額（上限額通知の別紙 1 (1) 関係）

(1) 上限超過承認額

本事由による上限超過承認額は、当該年度における上限超過額とする。

(2) 個別協議の取扱い

本事由による個別協議は、交付申請の際に行うものとする。

なお、離島等の市町村とは、当該市町村の区域内に厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年厚生省告示第99号）に定める地域又は人口密度が希薄であること若しくは交通が不便であること等の理由により介護予防・日常生活支援総合事業の実施が困難であると認められる地域を含む市町村をいう。

6 当該年度の75歳以上被保険者数変動率を上回る率での介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を利用する被保険者数の増加に係る上限超過承認額（上限額通知の別紙 1 (2) 関係）

(1) 上限超過承認額

本事由による上限超過承認額は、当該年度の当該市町村の被保険者に対する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に上限額通知 2 (3) の介護予防支援費変動率から当該年度の75歳以上被保険者数変動率を減じて得た数を乗じて得た額とする。

(2) 個別協議の取扱い

本事由による個別協議は、実績報告の際に行うものとする。

7 第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）、第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）及び第一号介護予防支援事業（同号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置の実施に係る上限超過承認額（上限額通知の別紙 1 (3) 関係）

(1) 上限超過承認額

本事由による上限超過承認額は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に定める加算のうち別表に掲げる加算（市町村が定める当該加算に相当するものを含む。）の支給等に要した額に、同表において、当該加算ごとに定める率を乗じて得た額（加算ごとに算定した額に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

(2) 個別協議の取扱い

本事由による個別協議は、実績報告の際に行うものとする。

8 継続利用要介護者（介護保険法施行規則第140条の62の4第3号に該当する者をいう。以下同じ。）に対する第一号事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。）の実施に係る上限超過承認額（上限額通知の別紙1（4）関係）

(1) 上限超過承認額

本事由による上限超過承認額は、当該年度の継続利用要介護者に係る第一号事業の実施に要した額とする。

(2) 個別協議の取扱い

本事由による個別協議は、実績報告の際に行うものとする。

9 効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る上限超過承認額（上限額通知の別紙1（5）関係）

(1) 上限超過承認額

本事由による上限超過承認額は、アの数にイの額をウの数で除して得た額を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ア 当該年度の当該市町村における第1号被保険者のうち、当該年度の前々年度の末日に要介護認定を受けていた第1号被保険者であって、当該年度の前年度の末日に要支援認定を受けている又は要介護認定及び要支援認定のいずれも受けていない者の数

イ 当該年度の前年度の介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前相当サービス（第一号訪問事業及び第一号通所事業であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号の基準に従い介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者が行うものをいう。）に要した費用の額として、前年度の交付申請に計上した額

ウ 当該年度の前年度において、従前相当サービスを利用した者の数

(2) 個別協議の取扱い

本事由による個別協議は、交付申請の際に行うものとする。

10 上限額告示及び上限額通知の別紙に定める事由のうち、二以上の事由により個別協議を行う場合の取扱い

(1) 交付申請の際に行う個別協議（以下「事前協議」という。）の取扱い

ア 事前協議の際に選択できる事由

事前協議は、2、3、4、5及び9に掲げる事由により行うことができる。

この際、2から5までに掲げる事由については、一の年度における事前協議において、いずれか一つに限り選択できるものとし、4又は5に掲げる事由により事前協議を行う場合は、9に掲げる事由による事前協議を行うことはできないこととする。

イ 2及び9に掲げる事由又は3及び9に掲げる事由の二つの事由により事前協議を行う場合の9の事由に係る上限超過承認額の取扱い

2 (1) 又は 3 (1) に掲げる事由に係る上限超過承認額に 9 (1) に掲げる上限超過承認額を加えて得た額が当該年度の上限超過額を上回る場合、当該年度における 9 の事由に係る上限超過承認額は、9 (1) の規定にかかわらず、当該年度の上限超過額から 2 (1) から 3 (1) に定める額を控除して得た額とする。

(2) 実績報告の際に行う個別協議（以下「事後協議」という。）の取扱い

ア 事後協議の際に選択できる事由

事後協議は、1、6、7 及び 8 に掲げる事由（以下「事後協議事由」という。）により行うことができることとしている。

この趣旨は、事後協議事由に係る上限超過承認額は、個々の事後協議事由ごとの実績額に基づき市町村ごとに一意に定まるものであり、事前協議の際には上限超過承認額の確定ができないためである。このため、予算の適切な執行及び市町村の事務負担に配慮する観点から、当該実績額に基づき算定された上限超過承認額を精算交付することとしている。

イ 事後協議事由のうち複数の事由により事後協議を行った場合の取扱い

事後協議事由ごとの上限超過承認額を合算した額が、当該年度の上限超過額を上回る額となる場合は、当該上限超過額を上限超過承認額とする。

ウ 一の年度において、事前協議と事後協議を行った市町村における上限超過承認額の取扱い

事後協議事由ごとの上限超過承認額を合算した額が、当該年度の上限超過額から事前協議の際の上限超過承認額を控除して得た額（以下「実際の上限超過額」という。）を上回る額となる場合は、当該実際の上限超過額を上限超過承認額とする。

別表（７関係）

１ 令和８年５月31日までに実施した措置

事業	加算	加算ごとに定める率
第一号訪問事業	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	45/245
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	45/224
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	45/182
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	45/145
第一号通所事業	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	21/92
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	21/90
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	21/80
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	21/64

２ 令和８年６月１日以降に実施した措置

事業	加算	加算ごとに定める率
第一号訪問事業	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	70/270
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	87/287
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	70/249
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	87/266
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	70/207
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	70/170
第一号通所事業 （利用定員19人以上）	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	40/111
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	49/120
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	40/109
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	49/118
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	40/99
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	40/83
第一号通所事業 （利用定員19人未満）	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	46/117
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	56/127
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	46/115
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	56/125
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	46/105
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	46/89
第一号介護予防 支援事業	介護職員等処遇改善加算	10/10